

第15回 安来市農業委員会議事録

令和3年9月21日 午後2時00分 第15回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年9月21日 1日
日程第 3	議第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第78号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第63号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第79号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第80号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 9	報第81号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第15回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第15回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君

ありません。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 13番 板金委員、14番 渡邊委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第61号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、所有権移転に関する案件3件と地上権設定1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約10m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、地上権設定に関する案件です。農地の上に太陽光パネルを設置するため地上権を設定するものです。本件は、平成30年10月11日から3年間の地上権設定の許可を受けている案件の更新になります。このあと審議いただく農地法第5条の営農型太陽光発電設備の設置に伴う一時転用の許可とセットで効力が発生します。地上権の設置に係る農地法第3条許可については、農地法第3条第2項の要件を満たす必要はありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光発電設備の設置の許可と、農業委員会の3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、第5条の許可に関し、島根県農業会議による諮問を経たのち、同日で許可を出すこととなります。なお、この農地の地上権に対する対価は、■■■■です。3番は、自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約800m圏内 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、もみすり機1台を所有しています。労働力は本人と妻、次男、次女の妻の計4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、4番の農地との等価交換です。4番は、自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 相続の関係で所有者の住所は現在神戸市ですが、実家は■■■■■■■■■■にあり、母が主に農作業を行っております。農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と母1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、3番の農地との等価交換です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。1番案件について説明させていただきます。申請地は以前桑畑でございましたが、養蚕の衰退に伴って耕作されなくなっていた農地で、この農地に隣接して居住している譲受人が草刈等の管理を行っていた農地でございます。この度、譲受人が申請地で果樹や野菜の栽培を行いたいという事から所有権移転を希望したところ、合意がなされたものでございます。譲受人は地元営農組合のオペレーターを行うなど、意欲的に農業に取り組んでおり、申請地を従来通り畑として耕作する事から周辺農地への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。2番案件ですが、先ほど事務局から説明がございましたように、営農型太陽光発電設備の設置に伴う申請でございます。営農は原木シイタケの栽培を3年前からやっておられまして、順調に収量を上げ、普通栽培の9割程度の収量となっております。隣接農地への影響等はないものと考えます。委員の皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番と4番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。3番と4番の案件について説明させていただきます。3番の申請人ですが、現住所について、この方は転勤族のため、現在、神戸の方にお住まいでございます。定年退職後は地元に戻り農業に従事するという事でございます。営農は主に家族が行っております。申請人は農地を交換し、営農に即した利用形態で取り組むとするため、取得後も同じ利用方法で耕作するため、周辺農地への影響はないと考えます。両人とも2ha余りの農地を持ち、意欲的に営農に取り組んでおられます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第62号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

4ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業のことです。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置、権利の種類は賃借権の設定です。期間は一時転用で3年間です。本件は、平成30年10月11日から3年間の一時転用の許可を受けている案件の更新になります。国の通達によると営農型発電設備の一時転用許可の更新については、当初の一時転用許可に準じた手続きをするとされています。営農型太陽光発電設備の設置の一時転用にあたり、次のことを確認しています。1. 下部の農地における営農が適切に継続される事、2. 簡易な構造で、容易に撤去できる支柱である事、3. 支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事、4. 周辺農地への影響がないこと、5. 支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。このうち、1. 営農の適切な継続とは、国の通知によれば、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないことを指します。作付作物はしいたけであり、収穫量については、地域の平均的な収穫として島根県農業経営指導指針からほだ木1,000本あたり400kgに対し、昨年度実績418.6kgとかなりの好成績を得て

おります。これまで安来市では生産されていないジャンボしいたけを目指して栽培を継続中です。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、■■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は個人住宅で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在米子市のアパートに妻と子供2名 計4名で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅の建築を計画しました。妻の実家の家業である農業を継ぎたいという希望もあり同居を検討しましたが、増改築をして同居するだけの広さがないため、実家に隣接する本件農地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は3班で、9月17日、13時30分より行いました。北中班長、横山委員、北川委員、佐々木委員、齋藤委員、事務局より實重局長、名原係長、原主幹と私、新田の9人で行いました。農地法5条申請、1番案件の説明を行います。地元委員の渡邊委員より説明を受けました。安来市赤江町■■■■、地目は田、現況は畑、面積707㎡のうち1.6㎡。その内訳はソーラーパネルの支柱が52本立っており、その合計面積が1.6㎡です。転用目的及び用途の詳細は、営農型太陽光発電設備として利用するものです。先ほど事務局からも説明がありましたが、平成30年10月11日に許可済みで、現在、ソーラーパネルの下部でシイタケ栽培の営農をされています。施設の利用期間は3年の一時転用で、今回は更新の申請です。支柱は全て木製の丸太、シイタケは道の駅等で販売し好評との事でした。当初はどこで売ってよいかかわからず、生だけではなく、乾燥シイタケを作る準備もし、乾燥施設を設けたが一度も使用していないという事でした。全部生シイタケで出荷、販売し、今後はインターネットでの販売も予定されています。近隣の農地に影響を与えることもなく、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。次に2番案件の報告を行います。地元委員の板金委員より説明を受けました。申請地は伯太町下十年畑■■■■、地目は田、現況は畑、面積は152㎡です。転用目的は個人住宅の建築で、木造2階建てと庭として使用します。土地はそのまま砂利を敷いてべた基礎をされるそうです。用排水の処理方法は、汚水は集落排水に排水し、雨水は申請地西側の既設水路に排水されます。土地改良区の意見書、農振関係の確認書、近隣の同意書等添付してありました。近隣の農地に影響を及ぼすことはないと考え、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様

審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 報第78号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページから11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。2番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 5番 木戸委員
お願いします。

5番 木戸 芳己君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
2番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第63号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議をを求めるものです。計画要請につきましては、15ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権6件、面積5,102㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第63号についてご説明いたします。詳細は16ページからになります。今月の利用集積計画は、番号1から5番まで全てが利用権設定でございます。また、借り手の方は認定新規就農者審査会で令和3年2月25日に認定された新規就農者です。栽培品目はイチゴでハウス栽培となっております。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第79号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。18ページから19ページに届出内容をご案内しておりますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第80号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。21ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第81号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。23ページから24ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、さる8月30日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地200筆、面積101,801.71㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は9月中を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第15回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時40分)